



若者・女性の創業を積極的に支援します ～あなたの夢とアイデアをカタチに～

亀山市は、「亀山市空き店舗等活用支援事業補助金制度」を今年度から拡充し、若者・女性の創業を積極的に支援してまいります。

本制度は、空き店舗等の解消による商業の活性化及びにぎわいの創出を目的として「創業セミナー」と「創業融資にかかる資金繰り支援」と併せて、本市の創業支援3本の矢として実施しているもので、亀山市立地適正化計画における都市機能誘導区域内にある空き店舗や空き家等を改装して開業をする事業者に対し、店舗改装費用の一部（対象経費の2分の1、上限額100万円）を補助するものです。

現在、市内の空き店舗等を活用した創業については、大型商業施設内を除き、改装費用が200万円以上要することが多く、若者・女性の創業促進の足かせとなる要因の一つでありました。

そこで、この度、若者・女性の創業意欲の増進と自己費用負担の軽減を図るため、創業者が若者・女性である場合、補助金上限額をこれまでの1.5倍となる上限額150万円に拡充し、地域商業の活性化につなげてまいります。

なお、事業の実施にあたりましては、「空き物件情報バンク」を運営する亀山商工会議所との連携により進め、市広報をはじめ、創業セミナー参加者などへ広く周知をしてまいりたいと考えております。

※平成31年度募集期間：平成31年4月17日（水）～5月31日（金）